

F O L E フィットネスクラブ会員規約

I 総則[定義]

(本規約の適用範囲)

第1条 本規約は、F O L E フィットネスクラブ (以下「本クラブ」という。) の会員並びに本クラブに入会しようとする方に適用します。

(運営・管理・目的)

第2条 本クラブは、株式会社延田エンタープライズ (以下「運営会社」という。) が運営・管理を行い、会員が本クラブ内の諸施設 (以下「施設」という。) を利用して、心身の健康維持・増進及び会員相互の親睦を図ることを目的とします。

なお、運営会社は、運営・管理業務の一部または全部を、委託する場合があります。

II 会員[会員]

(会員プラン)

第3条 本クラブは会員制とし、全ての会員は本クラブにおいて定められた会員区分、本クラブの会員種別及びクラス種別 (以下「会員プラン」という。) で契約し、契約の範囲に応じて施設を利用することができます。

2 会員区分には個人会員と法人会員があります。

(入会手続き)

第4条 本クラブの会員に入会を希望される方は、以下の手続きを行い本クラブより会員の資格を認められた方を本クラブの会員とします。

2 本クラブウェブサイトアクセスし、本規約を承認の上、本クラブ所定の必要事項を入力して入会手続きを行い、入会金、会費、その他本クラブが定める料金を納入する。

(未成年の入会手続き)

第5条 未成年者が本クラブに入会を希望する場合は、本クラブ受付において、未成年者本人とその親権者等の法定代理人 (以下「法定代理人」という。) が、本クラブ所定の書式の入会申込書に連署の上、法定代理人を証する書面 (住民票、戸籍抄本等) の写しを添えて提出し入会手続きを行い、本クラブにより会員の資格を認められた方を本クラブの会員とします。この場合、法定代理人は、本規約等に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

2 15歳以下の年齢を対象としたスクール等に入会を希望する場合、親権者等の法定代理人 (以下「法定代理人」という。) が、本クラブ所定の書式の入会申込書に記入の上、法定代理人を証する書面 (住民票、戸籍抄本等) の写しを添えて提出し入会手続きを行い、本クラブにより会員の資格を認められた方を本クラブの会員とします。この場合、法定代理人は、本規約等に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

3 入会手続きの際に提出した書類 (入会申込書その他会員から受領した書面等) は、退会後であっても返還致しません。

(入会資格)

第6条 本クラブへの入会資格は、本規約及び本クラブが定める諸規則 (以下「本会則等」という。) を遵守できる方とします。なお、本クラブへの入会は原則16歳以上の方とします。但し、15歳以下の年齢を対象としたスクール等に入会の場合には、これに限らず、スクールのみの参加を認める

ものとしします。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は入会することができません。

- ① 感染症、感染性のある皮膚病及びこれに類する疾患を有する方。
 - ② 精神疾患により、当クラブ及び他の会員に迷惑がかかると認めた場合。
 - ③ 妊娠中の方(マタニティスクールは除く)。
 - ④ 医師から運動を禁止されている方。
 - ⑤ 刺青・タトゥーのある方。
 - ⑥ 暴力団関係者及びそれに類似する団体の方。
 - ⑦ 本クラブが本クラブの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると認めた方。
 - ⑧ 過去に本クラブ又は他のフィットネスクラブより除名等の通告を受けている方。
- 2 本クラブは必要により、医師の健康診断書等の提出を求めることができ、運動を行うことが好ましくないと判断される場合、または、診断書の提出がない場合は、入会をお断りする場合があります。

(会員証)

第7条 当クラブは、入会した会員に対して QR コードを発行するものとし、会員は、本クラブを利用するとき必ず QR コードを提示しなければなりません。

- 2 本規約第4条及び第5条第1項に定める手続きを行い入会した会員は、会員が所持する携帯スマートフォン端末に会員マイページ登録を行い当クラブが発行する QR コードを会員画面に表示して本クラブを利用するものとしします。
 - 3 本規約第5条第2項に定める手続きを行い入会した会員は、本クラブが発行する会員カードに表示された QR コードを提示して本クラブを利用するものとしします。
 - 4 本規約第5条第2項に定める手続きを行い入会した会員が会員資格を喪失した場合、会員は会員証を速やかに本クラブに返還しなければなりません。
 - 5 本規約第5条第2項に定める手続きを行い入会した会員が会員証を紛失した場合、会員は速やかに本クラブに届出ると共に、所定の再発行手数料を支払い再発行の手続きをとらなければなりません。
 - 6 前項の会員証再発行手数料は、1,650円(消費税込)としますが、物価等の経済情勢の変化により、再発行手数料が改定となることを、会員は事前に了承するものとしします。なお、再発行手数料の改定は、本クラブ施設掲示板及び本クラブインターネットホームページに掲示することにより会員に知らせるものとしします。
 - 7 QRコード及び会員証を第三者に譲渡・貸与することを禁止し、会員本人以外の使用はできません。万が一、会員以外の第三者の不正使用が判明した場合は、理由の如何を問わず除名処分とします。
 - 8 前項により除名処分となった場合、納入済みの入会金、会費、その他本クラブが定める料金の返還には応じられません。また、不正に利用された期間の当該第三者の入会金、会費、その他本クラブが定める料金相当額の損害金を除名処分となった会員に負担して頂きます。
- 法人会員については別途定めるものとしします。

(諸会費・諸料金等)

第8条 会員は、本クラブ所定の諸会費、諸料金、その他費用（以下「会費等」という。）を本クラブ所定の方法で、本クラブに納入しなければなりません。一旦納入された会費等は、第11条に基づき会員資格を喪失した後の期間に相当する会費等を返還すべき場合その他法律上の理由又は本クラブが認める場合を除き返還できません。

- 2 本クラブの会費等の金額、支払時期、支払方法は、本クラブがこれを定めます。
- 3 本クラブは、本クラブの運営上必要と判断した場合、または、物価等の経済情勢の変化に応じて、会員種別の改廃もしくは会費等の金額を変更致します。なお、会員種別の改廃もしくは会費等の金額を変更する場合は、各会員に個別に通知（会員が事前に希望する郵送による封書・葉書または会員が指定するメールアドレスへのメール送信のいずれか）する他、本クラブ施設掲示板及び本クラブインターネットホームページに掲示することにより会員に知らせるものとし、会員は、承諾したものとします。
- 4 会員は、本クラブが前項後段の個別の通知を行ったにもかかわらず、会員に個別の通知が届かない場合（住所変更未届、メールアドレス変更未届等）でも、異議は申し立てないものとします。
- 5 会員は、本規約等に基づく会員契約が終了した後においても、会費等の未払金を支払わなければなりません。
- 6 会員は、本クラブの会員資格を有する限り、本クラブ施設の利用の有無に関係なく、会費の納入義務を有します。
- 7 入会時のクレジットカード決済は入会金ならびに 1か月目及び2か月目の月会費のみとさせていただきます。

(諸手続き)

第9条 会員は氏名、住所、連絡先など入会申込時に入力および記載した内容に変更があった場合には、本クラブウェブサイトアクセスし、会員画面に入力し、速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

- 2 会員は、会員種別の変更手続き、契約ロッカーなどの継続、更新手続き等を行う場合、本クラブウェブサイトアクセスし、会員画面にて必要事項を入力し行うものとします。
- 3 本クラブから会員に対して行う通知・連絡等は、本クラブの所定の場所に掲示する方法により行います。但し、これに換えて電子メール・郵便・電話等により通知・連絡等することができ、この場合は会員が届け出た最新の電子メールアドレス・住所・電話番号宛てに行うことで足りるものとし、本クラブは未達については責を負いません。
- 4 本クラブが会員情報を滅失するなど（システム変更の際にデータ移管ができなかった場合を含みますが、これに限られません）したことにより、本クラブが会員に対し氏名、住所、連絡先及び写真の再提供を求めた場合には会員はこれに応じなければなりません。

(会員権の譲渡・名義変更)

第10条 会員は会員権をいかなる場合も譲渡及び貸与し、又はその名義を変更することができません。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、会員資格を当然に喪失します。

- ① 会員の都合による退会の申し出を当クラブが承認したとき。

- ② 会員本人が死亡したとき。
- ③ 本規約に基づき本クラブより除名されたとき。
- ④ 本クラブが閉鎖されたとき。
- ⑤ 法人会員において、法人会員契約の終了・変更により会員資格を喪失したとき。

(会員の除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合または該当することが明らかとなった場合は、本クラブは通知の上その会員を除名することができます。

- ① 第6条第1項記載の③(妊娠中の方)を除く各号に該当し、入会資格を喪失したとき。なお、会員が妊娠していることが判明した場合は、本クラブウェブサイトアクセスし、会員画面にて必要事項を入力し、退会手続きまたは休会プランへの変更手続きを行うものとする。但し、マタニティスクールを利用する場合はこの限りではない。
- ② 本規約等に違反したとき。
- ③ 本クラブの名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- ④ 本クラブが定めた期限までに会費等を納入せず、会費等を滞納し、本クラブからの督促にも応じず納入しないとき。
- ⑤ 入会に際して、本クラブに虚偽の申告をしたとき。
- ⑥ 本クラブが本クラブ会員としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑦ 第19条に掲げる禁止行為を行ったとき。
- ⑧ その他本クラブが除名相当と認めたとき。

(休会)

第13条 会員は、本クラブウェブサイトアクセスし、会員画面にて必要事項を入力し、休会プランへの変更手続きを行い休会することができます。

- 2 前項の休会プランへの変更は、休会プランへの変更を希望される月の前月19日までに手続きを行うものとし、手続きが休会プランへの変更を希望される月の前月20日以降に行われた場合は、休会プランへの変更が希望される月の翌月からとなります。
- 3 休会プランへの変更後は、会員が本クラブウェブサイトアクセスし、会員画面にて必要事項を入力し、他のプランへの変更及び退会の手続きを行わない限り休会プランが継続されます。
- 4 休会の期間は、休会プラン会費として、月額2,200円(消費税込)をお支払い頂きます。

(退会)

第14条 会員本人の都合により本クラブを退会するときは、本クラブが定める期日までに、会員本人またはその法定代理人が、本クラブウェブサイトアクセスし、会員画面にて必要事項を入力し、本クラブ所定の退会手続きを完了し、本クラブの承認を得るものとします。なお、電話・FAX・電子メール等による申し出は無効とし、本人及び法定代理人以外の代理人による手続きの場合は委任状を提出の上、本クラブフロントにて本クラブ所定の書面に記載し退会の申請をして頂きます。

- 2 会員は退会が有効となった月末までの会費等を支払わなければなりません。また、会費等の未払いがある場合は完納しなければなりません。
- 3 退会手続きが完了されない限り、会員資格は有効とし、施設利用の有無にかかわらず、会費を

お支払い頂きます。

- 4 登録のクレジットカードもしくは銀行口座での引き落としで会費引落が出来ず、本クラブが定める期日までに会員が所定の手続きを完了しなかった場合には、本クラブは会員が退会したものとみなすことができることとします。但し、これによる退会の場合でも本条第2項を適用します。

III 施設の利用[諸規則の遵守]

(施設利用の遵守義務)

第15条 会員は施設利用に際して、本規約等を遵守するものとし、施設内では本クラブの施設スタッフの指示に従わなければなりません。

(施設の利用範囲)

第16条 会員の施設の利用範囲、その条件及び特典については、本クラブが別に定めるものとします。

(ビジターの利用)

第17条 本クラブの施設は、会員以外の方(以下「ビジター」という。)も利用して頂くことができます。

但し、本規約第18条、第19条に該当する者を除きます。

- 2 ビジターは、本クラブが別途定める利用料金を支払わなければなりません。
- 3 会員が同伴するビジターの利用に関しては、同伴する会員の資格に準じ、本規約が適用されます。

(入場の禁止・退場)

第18条 本クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員の施設への入場を禁止し、退場を命じることができます。

- ① 酒気を帯びているとき。
- ② 健康を害しており、運動を行うことが好ましくないと判断される時。
- ③ 感染症、感染性のある皮膚病・眼病、及びこれに類する疾患を有する方。
- ④ 刺青・タトゥーのある方。
- ⑤ 暴力団関係者。
- ⑥ 妊娠中の方(マタニティースクールは除く)。
- ⑦ 他の施設利用者や施設スタッフに迷惑になる物品や動物を持ち込む方。
- ⑧ 営利を目的として施設を利用していると判断されたとき。
- ⑨ 正当な理由なく、本クラブ及び施設スタッフの指示に従わないとき。

(禁止事項)

第19条 本クラブは、会員が施設内において次の行為を行うことを禁止します。

- ① 他の施設利用者や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- ② 他の施設利用者や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- ③ 大声や奇声を発したり、他の施設利用者や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- ④ 物を投げる、壊す、叩くなど、他の施設利用者や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- ⑤ 故意に本クラブの施設、設備、備品等を損壊する行為や無断での持ち出し。
- ⑥ 他の施設利用者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の迷惑行為。

- ⑦ 正常な範囲を超えて、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- ⑧ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- ⑨ 刃物などの危険物の館内への持ち込み。
- ⑩ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- ⑪ 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。

(健康管理)

第20条 本クラブを利用する方は各自の責任において健康管理を行うものとします。

- 2 本クラブを利用する方が、感染症、感染性のある皮膚病・眼病、及びこれに類する疾患にかかった場合は、その旨を本人またはその法定代理人が速やかに本クラブに届け出るとともに、各自の責任において必要な措置を取るものとします。

(通信機器等の利用)

第21条 携帯電話での通話は、本クラブが定めた所定の場所以外での通話を禁止しておりますので、所定の場所にてご利用下さい。

- 2 携帯電話等で音楽・映像を楽しみながらのトレーニングは可能ですが、イヤホン等を使用し、他の会員のご迷惑にならない様にご利用下さい。
- 3 本クラブの事前の許可を得ないで、館内での撮影は禁止となっておりますが、会員本人のブログ、ツイッター等で使用する自画撮りの写真・動画については、本クラブスタッフが代わりに撮影させていただきますので、スタッフまでお申し出ください。

(損害賠償責任)

第22条 施設の利用に際して、会員または第三者に生じた人的・物的事故について、本クラブ及び運営会社に故意・過失がある場合を除き、本クラブ及び運営会社は一切賠償の責を負いません。

- 2 会員またはその法定代理人は、本クラブの利用に際して、会員の責に帰すべき事由により、本クラブ、本クラブ従業員、他の会員及び第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとします。

(盗難・紛失及び忘れ物)

第23条 会員の本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。

- 2 本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを利用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について、本クラブは一切の損害賠償責任を負いません。
- 3 忘れ物については、本クラブの定める保管期間経過後は、遺失物法に定められた取り扱いを行います。

但し、飲食物等の腐敗等により保管に適さず、本クラブが所有者を特定できない物品と下着、靴下等については、会員が所有権を放棄したものとみなすことができ、廃棄等の処分を行うことができることとします。

IV 施設の営業[営業時間]

(営業時間及び定休日)

第24条 営業時間及び定休日は別に定めるものとします。但し、営業時間及び定休日を変更する場合は予め施設内掲示板及びインターネットホームページ上に掲示をもって行います。

(臨時休館)

第 25 条 本クラブは定休日のほか、次の事由により施設の全部または一部を休館することがあります。

この場合会員は、法律上の理由または本クラブが認める場合を除き、会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、または会費等は返還されません。

- ① 天災、地変、気象情報の発令、その他止むを得ない事由が発生したとき。
- ② 施設の改造または修理のとき。
- ③ その他営業上の必要が生じたとき。

(利用制限)

第 26 条 本クラブは、施設を会員以外の方を対象としたスクール、その他イベント等の開催のため使用することに伴い、会員に対して当該施設の全部または一部の利用を制限することができるものとします。

(施設の閉鎖)

第 27 条 本クラブは次の場合に、本クラブの全部または一部を閉鎖することがあります。この場合会員は、法律上の理由または本クラブが認める場合を除き、会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。

- ① 天災、地変、その他の事由により施設利用が不可能と認められたとき。
- ② 営業上の理由があるとき。

V その他[本会則に定めのない事項]

第 28 条 本規約に定めのない事項については、必要に応じて本クラブが適宜これを定めます。

(本会則の改定)

第 29 条 本クラブは必要と認めた場合、本規約の改定を行うことができます。その改定内容は全会員に適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 30 条 本規約及び会員が本クラブの利用に際して、会員と本クラブまたは運営会社との間で紛争が生じたときは、東京地方（簡易）裁判所を第一審の専属管轄裁判所として解決するものとする。

附則

本会則は、平成 27 年 9 月 1 日より施行致します。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 12 月 1 日一部改正

令和 4 年 12 月 1 日一部改正

深夜早朝セルフ利用時間サービスにおける利用規則

【適用】

1. 深夜早朝セルフ利用時間サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する契約条件は、深夜早朝セルフ利用時間サービスにおける利用規則（以下「本利用規則」といいます。）に定め

る他、FOLEフィットネスクラブ（以下「本クラブ」といいます。）が別途定める会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定める内容が契約条件とされるものとします。

本利用規則と会員規約の内容が異なる場合には、本利用規則の内容が優先し適用されます。

【本サービスの利用手続き、利用資格】

2. 本サービスの利用申し込み、休止、および退会を含む利用終了に関する手続きは、本クラブが別途定める受付時間内において、会員規約に定める入会、内容変更、退会等の手続きの各定めに従って行うものとします。ただし、会員規約の定めにかかわらず、次に定めるものは本サービスを利用する事が出来ません。

(1) FOLE 会員又はフィットネス会員の資格を有しない者

(2) 18歳未満の未成年者

【セキュリティカードの発行、管理】

3. 本サービスの利用の為のセキュリティカードの発行及び管理は次の通りとします。

(1) 本クラブは、本サービスの利用資格を有する者に対し、本クラブ所定の本サービス利用手続き完了後、セキュリティカードを発行し、本サービスの利用資格を有する期間中にこれを貸与します。

(2) セキュリティカードの貸与を受けた者（以下「本会員」といいます。）は、セキュリティカードを自己の責任において管理し、本会員の本クラブへの入館および退館の際に用いるものとします。また、本サービスの利用時には、常にセキュリティカードを携帯し、これを携帯していない場合には本クラブ施設内に立ち入る事が出来ません。

(3) 本会員は、貸与されているセキュリティカードを紛失、破損、もしくは盗難にあった場合、または読み取り不良等で使用出来ない場合には、直ちにその旨を本クラブに対して連絡しなければならないものとします。

(4) 本会員は、前(3)項で定める理由等によりセキュリティカードの再発行を行う場合、本クラブに対し、再発行に要する発行手数料として2,200円（消費税込み）を負担し、セキュリティカードの再発行を受ける事が出来ます。ただし、読み取り不良等、本クラブの責に帰すべき事由による場合には、この限りでないものとし、本クラブは会員からの申し出に基づき、無償でセキュリティカードの再発行を行うものとします。

(5) 本クラブは、本会員が本サービスの利用資格を喪失した場合（利用休止または終了等、その事由の如何を問いません。）、セキュリティカードを無効とし本サービスの利用を終了します。本会員は、利用資格の喪失後、セキュリティカードを使用し本クラブに入館する事は出来ません。無効としたセキュリティカードは、会員が自己の責任で破棄、または本クラブに返却するものとします。

【禁止行為】

4. 本会員は、本サービスの利用において、次に定める行為を行ってはならないものとします。なお、次に規定する行為に該当するか否かの認定については、本クラブが自らの判断でその該当性を判断し認定する事が出来るものとします。また、本クラブは、本会員が次に規定する禁止行為に該当した場合、または該当の恐れがあると判断した場合、当該本会員の本サービスの利用資格を一定期間停止または除名処分として、本クラブの利用に関する全ての契約を解除する事が出来るものとします。

(1) 本利用規則で定める事項に違反する行為

(2) ビジターその他会員以外の本サービス利用資格を有しない者を同伴し、本サービスを利用する行

為

- (3) セキュリティカードを、第三者に譲渡または貸与し、本クラブに無断で本会員以外の第三者に使用させる行為
- (4) 本会員以外の第三者のセキュリティカードを使用し本サービスを利用する行為
- (5) 本クラブが明示的に定める禁止エリアに立ち入る行為
- (6) 本クラブのマシン、機器、その他設備を破壊、汚損及び本クラブ外に持ち出す行為
- (7) 本クラブ内での飲酒、喫煙及び刃物等の危険物を本クラブ内に持ち込む行為
- (8) 暴力、威嚇、迷惑行為
- (9) 本クラブの事前の許可を得ずに撮影や録音を行うこと
- (10) 本クラブ内での商品サービスの営業・勧誘を目的とした行為
- (11) 法令、社会規範、公序良俗に反する目的で利用する行為
- (12) 本サービスの提供の趣旨に照らし、本来のサービス提供の目的とは異なる目的で利用する行為
- (13) 本サービスの利用に関し、本クラブに対し、社会通念上に照らして過度な要求をする行為、または、正当な事由及び理由がないのに要求（請求）もしくは主張をなす行為
- (14) 前各号の他、本クラブが定める会員規約の規定により会員資格の取り消し事由に該当する行為または禁止行為に該当する行為
- (15) 前各号の他、本クラブが合理的な理由に基づき、不適當であると判断する行為

【会員の責任・義務】

5. 本会員は、本サービスの利用に際して、以下に定める責任及び義務を負担することを承諾し本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本会員は、本クラブの提供する通常のサービス（本サービス以外の時間帯で提供される施設管理者を配置した有人サービスをいう。）と比較し、次に定める事実が存在すること及びこれにより生じる危険、影響等を十分に理解し、同意の上、会員が自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。
 - ① 本クラブの施設管理者や従業員との配置、管理、監督がないこと
 - ② マシン、設備等の利用方法の説明、および会員の体調不良時における即時の対応が困難であること
 - ③ 通常のサービスと比較して、会員が利用できる設備、受けられるサービス内容に制約があること
 - (2) 本会員は、前(1)項の定めに基づき、自己の責任において健康管理を行い、体調不良またはその恐れがある場合には本サービスを利用せず、医師の診断等に従うものとします。
 - (3) 本会員は、本サービスの利用中に自己の身体に不調、異変等を感じた場合、直ちにトレーニング、運動を中止すると共に、本会員本人で回復の対応が困難であると判断した場合、直ちに本クラブが設置した所定の「非常時通報ボタン」を押下し、本クラブ指定の者（本クラブの業務委託先等）にその旨を連絡・通報を行う、または、119番通報による救急車の要請をするものとします。
 - (4) 本会員は、他の会員に前(3)項で定める内容と同様の異変がある事を発見した場合、「非常時通報ボタン」を押下し、本クラブまたは本クラブ指定の者にその旨を連絡・通報し、または、11

9 番通報による救急車の要請を行い、本会員間の相互扶助に協力するものとします。

- (5) 本会員は、本サービスの利用に伴い、マシン、機器、その他本クラブの設備（以下「マシン等」という。）を破壊、汚損した場合は、ただちに（翌日の本クラブ営業時間内に）、本クラブにその旨を連絡し報告しなければならないものとします。
- (6) 本会員は、マシン等の利用に際して、マシン等を確認し損壊等により正常に作動しない恐れがある場合は、当該マシン等の使用を行わないものとします。
- (7) 本会員は、本サービスの利用時間において、本クラブまたは本クラブ指定の者から、セキュリティカードの提示を求められた場合には、直ちに提示するものとします。
- (8) 本会員は、本利用規則で定める本クラブへの報告義務を怠った事、または禁止行為に違反した事により、本クラブまたは他の会員、その他第三者に損害が生じた場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

【本クラブの免責】

6. 本会員が、本サービスの利用に関して生じた損害の負担については、以下の通りとします。
 - (1) 本会員は、前記 5. 記載の会員の責任・義務及び本規則に定めるその他の規定事項に基づき、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとし、本サービスについて前記 5. (1) に定める事実について、本クラブの義務違反を構成しないものとします。
 - (2) 本クラブは、本会員が本サービスの利用に関して本クラブの責に帰すべき事由により損害を被った場合、当該損害が本会員の身体または生命にかかる損害である場合を除き、本会員の現実に生じた通常損額の範囲に限り当該損害の賠償責任を負うものとします。
 - (3) 本会員が、本サービスの利用に関して他の本会員その他第三者との間でトラブル、紛争が生じた場合、本クラブは、当該紛争等の解決義務を負わないものとし、本会員は自己の費用負担と責任において、当該紛争等の解決をするものとします。また、本クラブが任意に紛争等の解決努力をした場合であっても、解決義務および継続的な解決努力義務を負うものではありません。ただし、紛争等の発生に関して本クラブの故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
 - (4) 前記 5. (1)①の定めに関わらず、本クラブが本サービスの提供時間内において本クラブの従業員等により有人サービスが提供される場合、当該提供時間帯においては 6. (1)および(2)の規定はこれを適用しないものとします。

【本サービスの変更、中断、停止、終了】

7. 本クラブは、以下の定めに従い、本サービスの変更、中断、停止、終了（以下「変更等」という。）ができるものとします。
 - (1) 本クラブが本クラブの運営上必要と判断した場合及びクラブの会員規則で定めるクラブの休業事由が発生した場合、本会員に対して 30 日以上を事前予告期間をもって、本サービスの変更等の通告することにより、本クラブは本サービスの変更等を行うことができるものとします。但し、特段の事由により、本会員への本サービスの変更等の 30 日以上を事前予告通告が不可能な場合は、予告通告をもって直ちに本サービスの変更等を行えるものとします。
 - (2) 本条で定める会員に対する通知の通知方法は、本クラブ会員規約定める通知または告知等の内容に準ず

るものとしします。

- (3) 本クラブが本サービスの変更等をした場合であっても、本クラブは本利用規則で明示的に定める場合を除き、本会員に対して一切の責任を負いません。(会員規約 25 条および 27 条に準ずる)

【個人情報の提供】

8. 本クラブは、本サービスに基づく業務の全部または一部を、第三者に委託して行わせる事が出来ます。また、当該第三者への業務委託に伴い、その業務遂行のため、必要な範囲内で本会員の個人情報を提供する場合があります。

【利用規則の改定】

9. 本クラブは、会員規則の定めにかかわらず、相当な期間をもって本会員に対して告知または通知する事により本利用規則を任意に改定する事が出来るものとしします。本クラブは、当該告知または通知において、改定後の本利用規則内容およびその効力発生日を明示するものとし、効力発生日をもって改定後の本利用規則内容が適用されるものとしします。

【利用規則の有効性】

10. 会員規則および本利用規則の定めの一部が無効または執行不能であるとされた場合でも、会員規則および本利用規則全体の有効性には影響がないものとし、当該無効または執行不能の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めまたは法令の定め置き換え適用するものとし、会員規則および本利用規則のその他の定めは有効に存続するものとしします。

【附則】 1. 本利用規則は、2022 年 6 月 16 日より施行としします。